

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	パナソニックEWエンジニアリング株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 藤井 和夫
本店所在地	大阪府大阪市中央区城見2-1-61
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

パナソニックEWエンジニアリング株式会社は、建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者や専任技術者として工事現場や営業所に配置していた。これらのことが建設業法第28条第1項第2号及び第1項本文に該当するとして、令和7年1月31日、近畿地方整備局長より、監督処分（営業停止及び指示処分）を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年2月18日から令和7年3月17日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（略）。	1か月以上9か月以内